

2024 年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2 年 短 縮 型】

法律科目試験問題：商法（配点：80 点）

注 意 事 項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で 2 ページである。
解答用紙は、全部で 8 ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8 ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1 ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2 ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第 1 問は 1 ページから、第 2 問は 5 ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆（HB か B）、シャープペンシル（B）、黒ボールペン又は万年筆（黒インク）を使用すること。

(商法)

第1問

甲株式会社は、新株を発行することによって資金調達を行うことを検討している。甲社は、新株を発行するために、会社法上どのような機関においてその募集事項を決定しなければならないか、適宜場合分けをして説明しなさい。その際、会社法 206 条の 2 の規制については説明しなくてよい。

(配点：30点)

(商法)

第2問

乙株式会社は、平成5年に設立された会社法上の公開会社である。乙社の発行済株式総数は1万株であり、そのうち、Aが3000株を、Bが1000株を、設立以来保有している。乙社は、種類株式発行会社ではない。乙社の定款において、会社法459条1項に基づく定款の定めは置かれていない。Cは、乙社の代表取締役である。

乙社では、従前から安定的に剰余金の配当を行っていたが、ここ数年業績が悪化していることから、令和5年6月に開催された定時株主総会では、剰余金の配当について決議することが見送られた。

もともと、配当決議が見送られたことに対してAが強い不服を唱え、Aとしては、今後、乙社に対して臨時株主総会の招集の請求を行った上で、Cを取締役から解任する旨の議案を提案することを視野に入れているとCに伝えた。そこで、Cは、Aがそのような行動を起こすことを回避する目的で、令和5年6月から1年間にわたって毎月10万円をAに支払うことを、乙社の代表取締役として約束した(本件約束)。本件約束に基づいて、Cは、令和5年6月から8月までの3ヶ月間にわたって、乙社の総務部の予算から、Aに対して計30万円を支払った。

その後、乙社の従業員からこの事実を聞いたBが、株主の中でAのみに対してそのような金銭を支払うことは問題ではないかとCに対して強く抗議したため、令和5年9月以降、Aに対する支払は行われていない。

問1 Aは、乙社に対して、本件約束に基づいて金銭の支払を求めることはできるか、説明しなさい。

問2 Bは、AおよびCに対して、会社法上どのような訴えを提起することができるか、また、それは認められるか、論じなさい。

(配点：50点)

<出題の趣旨等 2024年度 商法>

〔出題の趣旨〕

第1問は、株式会社が募集株式の発行等を行おうとする場合にどの機関がその募集事項の決定を行うことができるのかを説明させることによって、公開会社と公開会社でない株式会社との相違点、募集株式の発行等の会社法上の類型、それらを踏まえた募集事項の決定権限の所在等を適切に理解することができるかどうかを問うものである。

第2問は、株主平等原則および株主の権利の行使に関する利益供与について検討させた上で、それらに違反する場合の効力や関係者の損害賠償責任について検討させるものである。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問 30点

第2問 50点

合計80点

〔採点基準〕

・第1問について

まず、甲社が公開会社でない株式会社である場合と甲社が公開会社である場合とに場合分けをして説明することが求められる。そのうえで、それぞれの場合において、その中で更に募集株式の発行等の会社法上の類型（通常発行、株主割当て、有利発行）ごとに場合分けをしたうえで、関係する会社法の規定を正確に引用しつつ、どの機関が募集事項の決定を行うことができるのかを摘示するとともに、なぜその機関に募集事項の決定権限が付与されているのかを適切に説明することが求められる。

・第2問について

問1においては、本件支払約束の効力について、株主平等原則違反となるか（会社法109条1項）、また、株主権の行使に関する利益の供与にあたるか（会社法120条）という点から検討することが求められる。

そして、株主平等原則違反の場合、その効力は無効であると考えられていること、また、利益供与にあたる場合にも、民法90条などを根拠として、Aが支払を求めることはできないことについて適切に説明することが求められる。

なお、利益供与にあたるか否かの検討に際しては、条文の要件にしたがって丁寧に説明することが求められる。

問2においては、まず、Aに対する請求について、会社法120条3項を根拠として、Bが、会社法847条に基づく株主代表訴訟によってCに対して訴えを提起できることを説明した上で、それが認められるかについて検討することが求められる。

次に、Cに対する請求について、会社法120条4項を根拠として、Bが、会社法847条に基づく株主代表訴訟によってCに対して訴えを提起できることを説明した上で、それが認

められるかについて検討することが求められる。

さらに、Cに対する請求については、会社法 423 条 1 項を根拠として、B が、会社法 847 条に基づく株主代表訴訟によってCに対して訴えを提起できることを説明した上で、任務懈怠、帰責事由、損害および任務懈怠と損害との因果関係について適切に検討することが求められる。

以上